

株式会社 **小 林 洋 行**

(2009 年度版)

## 【はじめに】

本書は、平成 21 年 3 月期（平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

なお、以下の「\*」印を付した項目については、金融商品取引法に基づいて作成した「有価証券報告書」に記載していますので、別添の有価証券報告書をご覧ください。

## 【記載項目について】

### 1. 会社の概況

- \* 会社名等 会社名、所在地、電話番号、代表者役職、氏名を記載しています。
- \* 会社の沿革 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- \* 会社の目的 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- \* 事業の内容 当社グループの事業系統図、事業の内容について記載しています。
- \* 営業所の状況 本店及び従たる営業所について、所在地等を記載しています。
- \* 財務の概要 平成 21 年 3 月期における、資本金・純資産額・営業収益・経常利益等主要な財務指標について記載しています。  
なお、「純資産額」について、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則第 38 条の規定により算出する額は、10,982,079,754 円となります。
- \* 発行済株式総数 平成 21 年 3 月期における発行済株式総数を記載しています。
- \* 主要株主名 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- \* 役員の状況 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- \* 従業員の状況 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- \* 営業方針 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- \* 当社及び当業界を取巻く環境 内外の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- \* 営業の経過及び成果 当社の平成 20 年度における業績について記載しています。
- \* 対処すべき課題 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 受託業務管理規則 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。
- 外務員の登録状況 期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。
- 委託者数 期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。
- 苦情・紛争に関する事項 期中における、委託者からの苦情及び紛争の状況についてその件数を記載しています。
- 訴訟に関する事項 期中において係争中の裁判についてその件数を記載しています。

### 3. 経理の状況

- \* 貸借対照表
- \* 損益計算書
- \* 重要な会計方針
- \* 注記事項
- \* 利益金処分計算書
- \* 監査報告書
- 財務比率

## 記載項目 2 - 受託業務管理規則

### (目的)

第1条 この規則は、受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項を定めることにより、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大と委託者の保護育成を図り、もって業界の健全な発展に資することを目的とする。

### (管理組織の責務)

第2条 当社は、管理本部のもと、管理担当班として本社及び大阪支店に顧客サービスチームを設けるとともに、責任体制を次のように明確化し、適正な受託業務の遂行と管理業務の円滑な運営の確保を図る。

- (1) 最高管理責任者は、代表取締役をもって充てる。
- (2) 総括管理責任者は、管理本部担当取締役をもって充てる。
- (3) 統括責任者は、本社顧客サービス室長、関西顧客サービス室長及び管理部長をもって充てる。
- (4) 営業店を管理する責任者を本社顧客サービス室長及び関西顧客サービス室長とし、それぞれ本社顧客サービス室長は本店営業部の顧客サービスチームを、関西顧客サービス室長は大阪支店の顧客サービスチームを統括する。
- (5) 各営業店に顧客サービスチームの担当をおき、支店業務責任者を管理本部傘下として任務にあたる。責任者不在の場合、適宜顧客サービス室管理職を配し、担当の任にあたる。

### (管理組織の職務)

第3条 顧客サービスチームの職務は、次のとおりとする。

- (1) 顧客属性の把握と審査及び勧誘、受託の適否の判定
- (2) 勧誘及び受託を行ってはならない者に対する例外要件の審査
- (3) 勧誘にあたって不適当な行為の防止及び勧誘拒否者に対する再勧誘の防止
- (4) 法令その他で定める顧客審査・管理のための書類及び帳簿の整備、保存
- (5) 委託者の資金力、知識及び取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
- (6) 委託者への登録外務員等の連絡、サービスについての掌握とその指導
- (7) 法令違反、商品取引事故等を防止する為の営業部門に対する牽制
- (8) 取引内容に不適正な状況が認められた場合の迅速な措置
- (9) 不正資金の流入防止
- (10) 関係法令、自主規制規則及び取引所指示事項等諸規則等の周知並びにその遵守状況の監視
- (11) 「紛争処理規程」に基づく、委託者からの苦情及び紛議等に対する適切な対応と当該担当者への聞き取り調査等疑義の解明
- (12) 商品先物取引に必要な知識の普及、委託者の理解度向上のために必要な措置
- (13) 当社「個人情報保護規程」「個人情報保護方針」に基づく委託者個人情報の厳正管理
- (14) 委託者の円滑な取引の為に必要な業務の適正な遂行
- (15) 委託者の保護育成に必要と認められる事項

(不適格者の参入防止)

第4条 次の各号に掲げる者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行ってはならない。ただし、第8号から第11号までに該当する者であって、別に定める例外要件を満たす者については、この限りではない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知症状の認められる者
  - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
  - (3) 過去に商品取引事故を惹起した者及び恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱すおそれがあると思量される者
  - (4) 破産者で復権を得ない者
  - (5) 商品先物取引をするために借入れを行う者
  - (6) 日本語による意思の疎通ができない者
  - (7) 長期療養者及びそれに準ずる者(身体に著しいハンディをもつ者を含む。)
  - (8) 年金、恩給、退職金、保険金等(以下「年金等」という。)の収入が過半を占め、これにより生計を維持する者
  - (9) 年間500万円以上の収入を有しない者
  - (10) 70歳以上の高齢者
  - (11) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者
  - (12) 金融機関、官庁及び地方自治体の出納・会計並びに企業・団体等の経理・会計等本人以外の資金を直接取扱う組織に所属する者
  - (13) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者
- 2 前項第12号に該当する者で、本人以外の資金を直接取扱う職務職位でない者にあつては、その有する金融資産及び投資する資金が個人資産であることを申し出る本人自書による書面又は資産状況を証明できる書面の写し等の提出を条件に第9条(不正資金の流入防止)の管理措置を課すものとする。取引中の委託者が、前項第12号に該当すると判明した場合も、調査、審査の上、同等の措置をとることとする。

(勧誘に際しての留意点と説明義務)

第5条 当社は、勧誘方針を定め、これを当社ホームページで掲示するとともに、各店店頭にて掲示するものとする。

- 2 商品先物取引の委託の勧誘を行う場合は、その勧誘に先立って、顧客に対し、社名及び商品市場における取引等の勧誘であることを明確に告知し、その勧誘を受ける意思があるか否かの確認をした上で開始するものとする。
- 3 勧誘を受けない意思を表明した者に対しては勧誘を行ってはならない。なお、再勧誘を防止するため電話での発信規制を講じ、再勧誘を行わないよう社内に周知し適切に措置するものとする。
- 4 勧誘に際しては、社会通念上迷惑を覚えさせる以下の勧誘を行ってはならない。ただし、第1号の場合について顧客の指示又は承諾があった場合はこの限りでない。
  - (1) 20時から翌朝9時の間の勧誘
  - (2) 顧客の意思に反した長時間にわたる勧誘

(3) 顧客に対し、威迫、困惑、又は不安の念を生じさせる勧誘

(4) 顧客が迷惑と表明した時間・場所・方法での勧誘

- 5 勧誘にあたっては、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて勧誘をしてはならない。
- 6 勧誘にあたっては、「受託契約準則」、「商品先物取引 委託のガイド」、「取引本証拠金額一覧」、「委託手数料の額及び徴収の時期を記載した書面」等の「事前交付書面」を顧客に対し事前に交付し、受託契約の締結前にあらかじめ説明及び理解の確認を行わなければならない。
- 7 前項の説明及び理解の確認にあたっては、「商品先物取引 委託のガイド」等を用いて、商品先物取引は顧客が預託する取引証拠金等の額に比して20～40倍にもなる著しく大きな取引を行うものであること及び相場の変動により短期間に損失が生じるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金の額を上回ることとなるおそれがあること及び相場の変動により損失が一定以上になった場合に、損失を確定させずに取引を継続するには追証拠金を預託する必要があること等の重要事項について、顧客が理解できるように説明し書面により理解の確認を行うものとする。
- 8 前項の確認を行った後に、取引証拠金制度（その種類、発生のしくみ等）、損益の計算方法、上場商品に関する知識、取引の留意点、禁止事項及び注意事項等の基礎知識並びに委託手数料に関する事項等と徴収の時期その他主務省令で定める事項について詳細に説明し、書面により理解の確認を行うものとする。
- 9 前項の確認を行った後に、「お取引のしくみと理解度確認書」において、再度その投機的本質についてリスク開示を行うとともに、取引開始から決済の数値的説明、追証拠金の発生する仕組み及び両建玉の保有等を説明し、前2項の説明内容も含めてこれらの事項について理解し、顧客自身の判断と自己の責任において取引を行うことについて、顧客に十分な自覚を促した上で、本人自筆による書面にて確認することとする。

(取引証拠金等)

- 第5条の2 取引証拠金等の額は、全ての上場商品につき、各商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。
- 2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者を管理本部長とし、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。
  - 3 追証拠金の請求金額は、追証拠金が発生した時の値洗い損金の全額とする。

(取引意思の確認)

第6条 商品先物取引を開始することを勧める勧誘、委託契約締結後における個々の取引の委託等、各勧誘段階において、手続きを定めて委託者の取引意思の確認を行う。その意思を忠実に実行していること等については外務員の管理者日誌・業務日誌及び通話録音等、記録を充実させ、これを顧客サービスチームが点検確認するものとする。

(適合性の審査等)

第6条の2 当社は、取引意思を示したものが商品先物取引を行うにあたって、適正な資質を備えているかを審査するため、次項に規定する「口座設定申込書」により適合性の審査を行うものとする。

- 2 「口座設定申込書」には次の事項を設けて、委託者に直接記入を求めるものとし、統括責任者の審査を受けるものとする。
  - (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び連絡先（電話等）
  - (2) 家族構成（配偶者の有無、子等）
  - (3) 職業（会社名等）、役職、勤務先住所及び連絡先（電話等）
  - (4) 年収、預貯金等の流動資産
  - (5) 取引の動機
  - (6) 先物取引経験の有無（商品、金融（為替証拠金取引を含む）、債券、有価証券ごとに取引会社名、取引年数、銘柄、投下資金）
  - (7) 株式等経験の有無（現物、信用ごとに取引会社名、取引年数、投下資金）
  - (8) 投資可能資金額
  - (9) 受託契約を締結する目的
  - (10) 健康状態
- 3 前項第3号の審査にあたっては、健康保険証、社員証等の写しなど、本人であることを客観的に確認できる形で証明を取るものとする。
- 4 第2項第8号に規定する投資可能資金額については、収入、金融資産、年齢等を考慮し、商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金として差入れ可能な資金総額を設定すること及び売買において損失が発生した場合はその損失額を投資可能資金額から減額すること等を顧客に分かりやすく説明した上で申告を受けものとする。
- 5 第2項の審査にあたって、統括責任者は「口座設定申込書」並びに知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的等顧客からの申告により把握した顧客属性をもとに作成された「顧客カード」を基礎資料にする。顧客カードは顧客属性の変更に際しては、遺漏なくこれを書換え、常に最新の情報として管理するものとする。
- 6 顧客サービスチームの審査を経て、統括責任者は各書類を厳正に審査し、第4条第8号から第11号までに該当すると認められる場合は、顧客カードをもとに支店所属長から総括管理責任者に対して適合性に係る最終審査を申請するものとする。
- 7 顧客サービスチームは、取引開始にあたり、委託者本人との訪問面談により第5条及び第6条の手続きが適切になされているかどうかを再点検し、先物取引の仕組み・リスク、特に第5条第7項の重要事項の説明に対する理解度の確認を行う。また、取引証拠金の預託を受けるのに先立ち、申告した投資可能資金額が第4項の説明を理解しているかを再点検した上で「投資可能資金額」との適合性を確認するものとする。
- 8 第6項の審査結果に関しては、その審査日、最終審査者名及び適否の判断根拠等を記録に残すものとし、その記録は受託「可」の場合は当該顧客の取引終了後3年間、受託「不可」の場合は審査日から3年間保存するものとする。また、受託「不可」の場合、その勧誘を直ちに中止し、発信規制登録を行った上で受託不可のリストを作成する。当該リストは作成の日から3年間保存するものとする。
- 9 約諾書の差入れに先立ち、委託者に対し本人確認の為の証明書類を求めるものとする。
- 10 適合性の審査を終えた後、顧客から約諾書の差入れを受けものとする。その上で取引証拠金等の預託、取引の指示を受ける。

(未経験者の保護育成措置)

第7条 新しく商品先物取引を始める者については、その保護育成を講ずるものとする。なお、保護育成のための具体的な措置については、別に定める「商品先物取引未経験者からの受託等に係る取扱要領及び保護措置」によるものとする。

- 2 「口座設定申込書」で商品先物取引の経験「有」と記した者で、経験者としての扱いを申し出た者については、過去3年以内に延べ90日間以上の取引経験があり、当該期間の取引経験を証する書面を提示出来る場合に限り、前項の適用を免除する。ただし、初めて建玉を行う日は申告を受けた投資可能資金額の3分の1を限度として建玉するものとする。

(受託業務における禁止行為)

第8条 商品先物取引の受託及び委託の勧誘にあたっては、商品取引所法及び施行規則その他の関係法令、受託契約準則、主務省「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」、日商協「受託等業務に関する規則」等に定める禁止事項を遵守しなければならない。

(不正資金の流入防止)

第9条 委託者の資産状況からみて不相応な額の入金があったときは、調査するとともに審査の上、新規受託の禁止、残玉決済等特段の措置を講ずる。また、不正資金の流入等が判明した場合は、直ちに決済する等清算の方向を明確にし、適切な措置を講じなければならない。

- 2 第4条第2項に該当する委託者については、本条の主旨を説明の上、属性に応じ適切な期間を定め、投資可能資金額の制限又は建玉制限の措置を行うことができる。
- 3 前項の委託者からの差引入金額が1000万円を超え、さらに1000万円を超えることとなったごとに、統括責任者は委託者に本条の主旨を説明の上、自己資金の裏付け確認を取る等資金事情の説明を受けるものとする。
- 4 前項の委託者が説明を拒んだ場合、又は説明が不明確な場合は、速やかに決済を要請すると同時に、清算の方向を明確にするものとする。
- 5 当該委託者の資産状況等の調査を行う場合、顧客サービスチームによる調査が困難と判断したときには、外部調査機関に委託する等資金調査に必要な措置を講ずるものとする。
- 6 第1項乃至前項に関しては、その記録を作成し、取引終了後10年間保存するものとする。

(現金の授受に関する対応措置)

第9条の2 委託者との間に入金及び出金は来店を除いて振込みにより行うこととする。

- 2 来店により取引証拠金等を現金で受領する場合には、顧客サービスチームが立会い、あらかじめ金額を記載した会社発行の取引証拠金預り証の交付を行うこととする。
- 3 その他の対応措置は、別に定める。

(市場管理規則の遵守)

第10条 先物取引市場における取引の公正を確保するため、委託者の建玉について、委託者に対し、取引所の市場管理規則に定める建玉制限の周知を行い、その遵守について委託者の理解を求めることとする。

- 2 市場管理とは別に、受託者としての建玉制限を行うことがあることについて、委託者の理解を求めるものとする。

(その他の管理措置)

第11条 この規則に違反した者について、処分に相当すると認められるときは、管理本部長、営業本部長が処分を提起し、当該違反者及び関係者に対して商品取引事故等制裁委員会規程に準じて制裁を行う。

(広告等に係る管理措置)

第12条 広告等に係る管理措置は、別に定める「商品先物取引の広告等に関する管理規程」によるものとする。

- 2 広告管理責任者は、業務本部長をもって充てる。

- 3 広告管理責任者の業務を補佐する副広告管理責任者は、マーケティング部責任者をもって充てる。

(情報の開示)

第13条 勧誘行為及び受託業務を通じて取得した個人情報及び委託者の取引履歴については、「個人情報開示等請求・苦情取扱手順」及び「委託者からの取引履歴の開示請求に対する取扱要領」に基づき、本人もしくはその代理人の請求を受け、これを行うものとする。

(本規則の適用除外)

第14条 次の各号に掲げる取引については原則として本規則を適用しないものとする。ただし、第1号については別に定める「受託業務管理規則(電子取引)」を適用する。

- (1) オンライントレード

- (2) 法人部の当業者及び当業者に準ずる法人委託者の取引

(主務省及び日本商品先物取引協会への届出)

第15条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行い、主務省及び日本商品先物取引協会へ届け出るとともに、公衆の閲覧に供し、役職員に遵守させるものとする。

(付則)

1. 本規則は平成10年7月22日取締役会において決議した。

2. 本規則は平成10年9月1日より実施する。

3. 平成11年8月1日一部改正

4. 平成12年4月1日一部改正

5. 平成14年12月1日一部改正

6. 平成15年6月6日一部改正

7. 平成17年5月1日一部改正

8. 平成17年7月20日一部改正

9. 平成19年3月26日一部改正

10. 平成19年8月28日一部改正

11. 平成19年12月25日一部改正

12. 平成20年11月1日一部改正

## 不適格者の例外要件及び審査要領等

当社は、受託業務管理規則第4条第1項本文「ただし」書きに係る例外要件及びその審査要領等について、以下のとおり定める。

1. 例外要件は、受託業務管理規則第4条第1項第8号（「年金等の収入が過半を占め、これにより生計を維持する者」）、同第9号（「年間500万円以上の収入を有しない者」）、同第10号（「70歳以上の高齢者」）、同第11号（「投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者」）に掲げる者を対象とし、知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的等を基準として当該対象者の適合性を判断するものとする。

2. 例外要件は以下のとおりとする。この要件を満たしていることについては、客観的に確認できる形で証明を取るものとする。

(1) 受託業務管理規則第4条第1項第8号及び第9号について

顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。

顧客本人の自書により、顧客自らが受託業務管理規則第4条第1項第8号又は第9号に該当し、当社の「不適格者の参入防止」の対象者に該当することを理解していること。

(2) 受託業務管理規則第4条第1項第10号について

顧客が直近2年以内の延べ180日以上、商品先物取引、外国為替証拠金取引、株式の信用取引等のいずれかの経験があること及びその内容について具体的に説明できる資料を有していること。

商品先物取引の仕組み、リスクその他の説明を受けた事項を的確且つ十分に理解していること。

顧客本人の自書により、顧客自らが受託業務管理規則第4条第1項第10号に該当し、当社の「不適格者の参入防止」の対象者に該当することを理解していること。

顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、またその額が老後の生活も考慮した額に設定されていること。

(3) 受託業務管理規則第4条第1項第11号について

当初申告した投資可能資金額を超える資金についての裏付けとなる資産を有していること。

新たに設定された投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること。

顧客本人の自書により、顧客自らが規則第4条第1項第11号に該当し、当社の「不適格者の参入防止」の対象者に該当することを理解していること。

3. 受託業務管理規則第4条第1項第8号から第10号までに該当する者については、その申告にかかわらず、原則として投資可能資金額を金融資産の10分の1又は500万円のいずれか少ない額とする。

4. 審査に当たっては、受託業務管理規則第5条の勧誘に際しての留意と説明義務を果たしているかの確認をより厳格にとり、知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的等の適合性原則を満たしているかを絶対要件に、それぞれの属性に応じた審査と当該者の積極的な参加意思の確認をするものとする。

- 5．例外に係る最終審査者は総括管理責任者とし、審査に際しては、上記2．の各要件を満たしていること及びそれぞれの申出書面及び確認書面を精査の上その適否を判断するとともに、その審査の結果について、審査日、審査者及び適否の判断根拠を含めて記録を作成し、これを取引終了後3年間保存するものとする。
  
- 6．取引中の委託者にあっても、受託業務管理規則第4条第1項各号（第8号から第11号までを除く。）の不適合者に該当すると判明したときは、遅滞なく、取引の決済を求め等清算の方向を明確にする。ただし、同項第8号から第10号までに該当する場合には、取引の決済又は縮小の方向を明確にする。

## 商品先物取引の未経験者からの受託等に係る取扱要領及び保護措置等

受託業務管理規則第1条(目的)の商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者又は経験の浅い委託者及びこれらと同等と判断される者(直近の3年以内に延べ90日間以上にわたり商品先物取引の経験がない者、以下「新規委託者」という。)についての委託の勧誘及び受託に係る取扱い要領並びにこれら新規委託者の保護に関する措置を次のとおり定める。

1. 新規委託者については、取引開始から3ヶ月間又は属性によってはこれを超える期間を習熟期間として保護措置を講ずるものとする。
2. 習熟期間中の委託者からの取引の受託については、「口座設定申込書」にて申告を受けた投資可能資金額の3分の1を限度とする。
3. 委託者の理解度確認は、顧客サービスチームがアンケート又は訪問面談によって調査し、理解状況が遅れていると見なされる委託者については、建玉制限等の措置をとる一方、充分理解が得られるよう説明を行う。  
説明を重ねてもなお統括責任者が理解不可能と判断した場合は、取引の決済を求めるなど清算の方向を明確にする。
4. 3ヶ月を超える習熟期間を設けた委託者で、3ヶ月経過した後当該委託者本人から習熟期間短縮等の希望があった場合において、商品先物取引の仕組みを理解していると認められる者については、その理解度に応じて総括管理責任者が習熟期間を短縮又は終了の措置をとることができる。  
ただし、再度理解度の確認と本人自書による習熟期間短縮等に係る申出書の提出を必要とする。

## 記載項目 2 - 受託業務管理規則（電子取引）

### （目的）

- 第 1 条 この規則は、商品先物取引の電子取引（以下「電子取引」という。）における非対面性及び非書面性という特性に鑑み、委託者保護及び商品先物取引の公正性を確保し、委託者の電子取引に対する信頼性を維持、向上させる観点から、電子取引に係る受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項を定め、社内管理体制を整備、強化する目的で制定するものとする。
- 2．この規則は、日本商品先物取引協会（以下「日商協」という。）の「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を踏まえて電子取引を対象にした「受託業務管理規則（電子取引）」（以下「本規則」という。）として制定し、社員及び所轄部署役職員はこれを遵守するものとする。
- 3．本規則で定める取引は、勧誘を伴わない電子取引を対象とする。

### （電子取引の定義）

- 第 2 条 本規則でいう「電子取引」とは、受託会員である当社のコンピュータと委託者のコンピュータ、携帯電話又は携帯情報端末等の電子機器とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を利用して、委託者による取引の委託（売買の注文）、会員における注文の受理、集計又は執行、注文受理の表示又は通知、注文執行の結果の表示又は通知、建玉及び値洗い状況の表示又は通知が電子的に認識・処理される取引をいう。

### （内部管理組織）

- 第 3 条 電子取引の安全性確保及び内部管理体制の整備を目的とし、且つ電子取引に係る責任の所在の明確化を図るため、組織上の関係部署及び管理責任者を次の通りとする。
- (1) 電子取引所管部署は C X 事業本部ホームトレード部とし、総括責任者を C X 事業本部長とする。
  - (2) 電子取引を行う所管部署内に委託者相談窓口を設置する。
  - (3) 電子取引に係る受託関係の管理責任者を管理本部長とし、これを補佐する副管理責任者に管理部長をもって充てる。
  - (4) 電子取引に係るシステム環境整備及びシステム管理の所管部署を情報システム室とし、システム管理責任者を業務本部長とする。
  - (5) 電子取引に係る広告責任者は業務本部長とする。

### （電子取引所管部の職務）

- 第 4 条 電子取引所管部の職務として商品先物取引の留意事項を下記の通りとする。
- (1) 商品先物取引の開始に当たって下記に掲げる手続き等を行う。
    - ホームページにおいて、「商品先物取引 委託のガイド」「受託契約準則」等で商品先物取引の仕組み及びリスクの説明について表示を行う。
    - 委託者の説明内容についての確認を、ホームページ又は電子メール等電磁的方法により連絡を受ける。
    - ホームページ又は電子メール等にて内容を確認した旨の連絡を受けた委託者に対し、そ

の内容について確認を行い、取引を開始することに関し問題がないと判断した顧客について、当該取引を開始する。

- (2) 取引に係る基準として本規則の他に「電子取引に関する契約約款」、「フューチャーズネットご利用のルールと注意点」を定め、取引開始に先立って委託者に対し当該基準を知らしめる。
- (3) システム上において、委託者からの預かり資金残高、値洗損益の状況により取引の注文を制限する機能を設け、取引開始に先立って委託者に対し当該機能を知らしめる。制限内容は下記項目とする。

受託契約準則において制約されている事項（証拠金不足による強制手仕舞等の措置）

商品取引所が定めた建玉制限、値幅制限その他市場管理に関する事項

当社が「フューチャーズネットご利用のルールと注意点」で設けた基準や制約等

委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に基づく取引に関する制約

これらの制限に抵触する場合又は抵触する恐れがある場合の措置についても委託者に事前に知らしめる。

#### （電子取引に係る契約）

第5条 契約に際し、「商品先物取引 委託のガイド」、「受託契約準則」「電子取引に関する契約約款」を委託者に交付又は電磁的方法により委託者に提供する。

2. 契約に際し、顧客から口座開設の申込書、約諾書及びその他の契約に必要な書面の差し入れを受けたうえで、電子取引に係る契約を締結する。但し契約に必要な書面の差し入れは電磁的方法により受けることもできる。

3. 受託契約締結時に委託者が利用するID・パスワードについては、委託者から事前に届出・確認を受ける。尚、オンライントレードシステムの使用に係るID・パスワードの取扱い及び管理については、第11条の規定に従う。

#### （免責事項の留意事項）

第6条 委託者との紛争防止の観点から、電子取引に係る契約において、委託者の損害に関し、別に定める当社が免責される事項を取引開始に先立って委託者にその内容を知らしめる。

2. 免責事項は、消費者契約法等を踏まえ委託者の利益を一方向的に害することのないよう留意する。

#### （管理部による取引内容の監視及び審査）

第7条 管理部の職務を下記の通り定める。

(1) 本規則その他の整備並びに商品取引所法関係法令及び諸規則の遵守

(2) 委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的を踏まえた適切な取引管理

(3) 顧客カードの整備及び委託者属性について

(4) 不正資金の流入及びマネーロンダリング防止の為の不適合な取引における状況把握並び

に取引の抑制

- (5) 委託者の不正取引防止のための管理事項は、下記の通り。  
当月限（納会日を含む。）の売買注文又は取引の受注管理について  
立会における市場管理上の措置・要請の周知徹底  
誤発注等により公正な価格形成が妨げられるおそれのある取引に対する受注管理
- (6) 不公正な取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った委託者に対して注意喚起を行うとともに、改善が見られなかった場合には新規注文を停止又は取引の処分等適切で迅速な措置を講じる。

（委託者相談窓口の職務）

第8条 電子取引部署内に設置された委託者相談窓口の職務は下記の通りとする。

- (1) 委託者相談窓口には委託者からの問い合わせ・苦情への対応及びシステム障害等へ対応を行うことができるよう適切な人員を配置する。
- (2) 委託者相談窓口の連絡先等については、あらかじめ当社のホームページに表示するだけでなく、取引開始に先立って委託者に書面又は電子メール等により通知する。又同ホームページには日商協の相談センターの連絡先を表示する。
- (3) 委託者相談窓口は、よせられた苦情等についてその内容を報告書の提出により管理本部顧客サービス部に報告する。

（口座開設基準・不適格者の参入防止等）

第9条 商品先物取引の仕組み・リスク等を鑑み、委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不適合と認められる者の参入を防止する。

(1) 次に掲げる者は、受託しない。

新規口座開設時の年齢が、20歳未満80歳以上の者

恣意的に紛議を発生した者、又はそのおそれがあると思慮される者

銀行等金融機関に勤務する者及び財務・経理等の業務に従事し、本人以外の資金を直接取扱う者。

生活保護法被適用者等定期的収入のない者及び成年被後見人、被保佐人、被補助人等判断力が乏しい者

破産者で復権を得ない者

借入れにより商品先物取引を行う者

元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者

申込み記載の連絡先（国内外の電話番号・メールアドレス・住所）及び担当者への連絡が確実に行うことができない者

顧客カード等の記載事項で必要な情報を提供できない者

口座開設申込みの内容に虚偽の記載が判明した場合

取引を行うにあたり必要とされる使用に適したパソコンを保有していない場合同時にそれら通信機器の知識及び操作能力が著しく乏しい場合

上記 ないし 以外においても口座開設時に当社からホームページ上で表示されている

「電子取引に関する契約約款」、「フューチャーズネットご利用のルールと注意点」他当社の定めに適合しない者

(2) 次に掲げる者は、管理責任者（又は副管理責任者）の適正な審査を経て、受託するものとする。

満75歳以上の高齢者

年金等により生計をたてている者。

年間500万円以上の収入を有しない者

前項に該当する職務・業務に従事するが、本人以外の資金を直接取扱わない者。

2. 口座開設にあたり、投資可能資金額の審査を下記の通りとする。

投資可能資金額は原則として委託者が口座開設の申込書に記入した金額とするが、委託者の年齢、年間所得及び金融資産額を基準として審査を行い、その範囲内において当社が定めることがあるものとする。この場合、速やかに委託者に通知するものとする。

委託者から投資可能資金額の変更の申し出があった場合も前号の例によるものとする。

3. 委託者への連絡を次の通りとする。

第一項に基づいて行った審査の結果、不適合と判断された委託者に対しては、口座設定ができない旨を通知し、電子取引による受注が受けられない旨を通知する。

口座開設又は取引開始を断る際にその理由を委託者に開示しない場合には、あらかじめ断ることもある旨を委託者に知らしめて注意喚起することとする。

(本人確認)

第10条 契約時に委託者に対して本人確認を行い、証明書類を求めるものとする。

(オンライントレードシステム使用に係るID・パスワード等の取扱い及び管理)

第11条 委託者のID・パスワード等適切かつ厳正に取扱うため、その取扱いを下記の通り定める。

(1) 登録手続き

受託契約締結の際、申込者自身による登録申込依頼内容に基づいて設定する。

受託契約締結が完了し、受託準備が整った場合、電子取引所管部署責任者により口座開設登録を行うと同時にID・パスワードの登録を行う。

(2) 登録対象委託者

本規則第9条（口座開設基準）及び第10条（本人確認）に適合した者とする。

(3) 管理部署

電子取引所管部署が管理する。

(4) 守秘義務

社外及び社内外部者に対して、これを通知・漏洩してはならない。

(5) ID・パスワード等失念の場合の取扱い

失念内容を明記した書面を配達記録郵便により委託者に送付する。

(6) ID・パスワード等の変更

委託者自身のシステム操作にて行われ、変更内容はシステムに自動的に反映され電子取引所管部が確認し、保管する。

(セキュリティの確保)

第12条 委託者のプライバシーの保護、アクセスキー（ID・パスワード等）の保護及び取引の安全性確保のため、セキュリティ対策を行う。

2. オンライントレードシステムを取り巻く環境及びシステム装備におけるセキュリティに対する十分な対処を行い、又定期的に見直しを行う。特にセキュリティの確保の方策として下記事項に留意する。

- (1) 交信情報の暗号化
- (2) ネットワーク不正侵入に対する防止策
- (3) コンピューターウイルスに対する防止策

3. 委託者との間で行われる電子メール等による交信の際においてもセキュリティの確保に十分留意する。

(記録の保存)

第13条 取引の公正性の確保及び委託者との紛争の未然防止のため、取引の注文及びその処理結果等委託者とのホームページ又は電子メールによる交信内容について、電磁的方法により記録し、商品取引所法施行規則第105条第2項第4号に従って5年間これを保存する。

(システム障害への対応)

第14条 電子取引に係るシステム障害が発生した場合に備え、十分なバックアップ体制を敷くとともに、システム障害等の態様に応じてとるべき対策としてコンテンジェンシー・プランを別途作成し、実際にシステム障害が発生した場合は、これに従って対応する。

2. システム障害の発生を想定した訓練を定期的に行う。
3. 前項の訓練の結果を踏まえ、必要に応じ、コンテンジェンシー・プランの見直しを行う。

(システム障害の記録・報告)

第15条 電子取引に係るシステム障害が発生した場合には、システム所管部である情報システム室がその状況及び対応の経緯等について調査し、適宜再発防止策を講じる。

2. 前項の場合、システム所管部は障害等の発生の経緯、処理状況等調査の結果及び再発防止策を記録し、これに基づく報告書を作成し、システム管理責任者は報告書を日商協に提出するものとする。

3. 電子取引に係るシステム障害について記録する項目は、本ガイドラインに沿って下記を網羅する。

- (1) 発生日時
- (2) 復旧日時
- (3) 障害状況
- (4) 障害の原因
- (5) 復旧までの影響
- (6) 対応方法
- (7) 再発防止策

(8) 委託者からの照会状況及び対応状況

4. 電子取引に係るシステム障害が発生し、下記項目に該当するものがあれば電子取引所管理部は報告書を作成して、システム管理責任者が日商協に提出する。但し、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

- (1) 委託者への返還資金等が生じているもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 取引の受注等に支障が生じ、苦情・紛争の原因にあると思われるもの
- (4) その他、(1)ないし(3)に類すると考えられるもの

(システム障害時の代替手段等)

第16条 システム障害が発生する可能性がある旨及びシステム障害が発生した場合の委託者への連絡その他の対応について、あらかじめ口座開設時に書面又は電子メールにより案内するほか、当社のホームページに表示する。

(委託者に対する情報の提供及び取引の手続きに係る事項)

第17条 商品取引所法に基づく許可書面の掲示等

- (1) 商品取引所法第190条に基づく商品取引受託業務の許可書面を当社ホームページに掲載する。
- (2) 日商協のホームページへのリンクを設ける。

2. 企業情報の開示

- (1) 委託者の自己責任原則に係る前提として、ホームページにおいて当社の企業情報を開示する。

(誤認防止のための措置)

第18条 他の会社のホームページにリンクを張る場合、他の会社のホームページからのリンクを認める場合には、委託者が当社のホームページと他社のホームページを誤認することを防止するため、下記の項目に従って適切な措置を講ずる。

(1) 他の会社のホームページにリンクを張る場合

リンクを設定した画面上にリンク先の会社名等を表示する。

他の会社のホームページに移る際に、委託者が当社のホームページから離れる旨を表示する。

リンク先のホームページは、リンク先の会社名等が表示されている画面とする。

(2) 他の会社のホームページからのリンクを認める場合

他の会社のホームページからのリンクを設定した画面上に会社名等を表示する。

リンクページは、会社名等が表示されている画面とする。

2. 個別商品の説明画面に直接リンクするような場合には、誤認防止のための措置に特に留意する。

(個人情報取扱い)

第19条 個人情報の保護に関しては、当社「個人情報保護規程」に従う。

2. 個人情報の取扱いに関する方針は当社ホームページに表示し、あらかじめ委託者に公表しておく。

(広告に係る規制)

第20条 電子取引に係る広告を行う場合には、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法等の法令及び日商協「会員の広告等に関する規則」の規定を踏まえ、当社「商品先物取引の広告等に関する管理規程」に則り適切に実施することとする。

2. 本規則第3条に定める広告管理責任者は、広告に関する法令諸規則の遵守を監視・審査する。

(取引の受託等に係る規制)

第21条 取引の受託等に係る主な規制については、当社ホームページにおいてその内容を表示する方法により、あらかじめ委託者に知らしめる。

(日商協への届出)

第22条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行い、日商協へ届出るものとする。

(附則)

本規則は平成19年1月19日取締役会において決議し、同年2月1日から実施する。

1. 平成20年6月27日一部改正、同年7月1日から施行。
2. 平成21年2月20日一部改正、同年3月1日から施行。

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
126(3)名	2名	57(1)名	71(2)名

カッコ内は、取締役の登録外務員数を示しております。

**記載項目 2 - 委託者に関する事項**

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
640名	922名	968名

**記載項目 2 - 苦情・紛争に関する事項**

( a ) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合い による解決	紛争 紛争処理機 関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合 い中	紛争 紛争処理機 関で処理中	訴訟
当該年度に発生し た案件の数 <b>19件</b>	13件	0件	0件	6件	0件	0件
前年度から継続し ている案件の件数 <b>36件</b>	17件	2件	9件	5件	0件	3件
合計 <b>55件</b>	30件	2件	9件	11件	0件	3件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

( b ) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生 した案件の件数 <b>4件</b>	0件	4件	0件	0件
前年度から継続してい る案件の件数 <b>0件</b>	0件	0件	0件	0件
合計 <b>4件</b>	0件	4件	0件	0件

( c ) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴 訟	訴 訟
当該年度に新規に発生 た案件の件数 0件	0件	0件
前年度から継続してい る案件の件数 0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件

(注) 双方が提起したものは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に発生した案 件の数 12件	10件	1件	1件	0件
前年度から継続してい る案件の数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 12件	10件	1件	1件	0件

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。  
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

記載項目 3 - 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率	15,530.6%

( b ) 純資産額資本金比率 [ 純資産額 / 資本金 × 100 ]	549.1%
( c ) 自己資本資本金比率 [ 自己資本 / 資本金 × 100 ]	544.5%
( d ) 自己資本比率 [ 自己資本 / 総資本 × 100 ]	76.9%
( e ) 修正自己資本比率 [ 自己資本 / ( 総資産額 - 委託者に係る取引所預託金 - 分離保管措置額 ) × 100 ] * 1	87.7%
( f ) 負債比率 [ 負債合計額 / 純資産額 ]	30.0 倍
( g ) 流動比率 [ 流動資産額 / 流動負債額 × 100 ]	247.8%

\* 総資産額から、委託者資産のうち取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。

( a ) 純資産額規制比率  $\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$

( \* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

( b ) 純資産額資本金比率  $\frac{\text{純資産額} ( )}{\text{資本金} \times 100}$

( \* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記( a )の純資産額とは計算が異なります。) 資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

( c ) 自己資本資本金比率  $\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

( d ) 自己資本比率  $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

( e ) 修正自己資本比率  $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$

( \* 「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

( f ) 負債比率  $\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額} (*)} \times 100$

( \* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記( a )の純資産額とは計算が異なります。)

( g ) 流動比率  $\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。